

(別紙)

自然環境保全協定行為基準

- 1 地形に順応した造成を行い、切土及び盛土の量を最小限に止め、行為区域内において切土、盛土量の均衡を図る。
また、工事に先立って、表土の保存を図り、植栽地等の表土を利用する。
- 2 法面の勾配は、当該地域の地質の特性等に応じ安定した角度を保つとともに適正な法面を維持するため法高を極力低くする。
- 3 現存する良好な植生は積極的に保存する。
また、独立木としての利用価値のあるものは、これを生かした造成計画をたてるようにする。
- 4 海浜、河川、湖沼等はその周辺部を含め極力保存する。
- 5 伐開する森林の林縁には必要に応じてマント植栽をし、森林の保全と修景を図る。
- 6 植栽に当たっては、地域の自然植生回復に配慮し、行為区域内に現存する樹木等移植利用するとともに、新たに導入する樹木等は郷土的な樹種を主体にする。
また、野生鳥獣の食餌樹木も植栽するように努める。
- 7 植栽に当たっては、植栽地の土壌条件を考慮し、必要に応じて土壌改良及び施肥を行う。
また、高木類には支柱を施すなど保護し、植栽後も十分な保育管理をする。
- 8 樹林地内に電柱、送電線等を設置するときは、樹木の成長を阻害しないよう配慮する。
- 9 郷土記念物の保存については、周囲の自然環境との調和を図る。
- 10 行為区域内から生じる建設発生土は場内で適正に利用し、周囲の自然環境に影響を与えないようにする。
- 11 行為区域内の汚水、排水及び塵芥によって自然環境を損なわないようにする。
- 12 崖崩れ、土砂の流出、出水等の災害の防止及び水源の涵養に支障をきたすことのないよう適切な措置を講じ、自然環境の保全を図る。
- 13 行為区域周辺の住民の生活環境に支障を及ぼさないようにするとともに、農林漁業との健全な調和を図る。